

期間は
2/18 (月)
↓
3/15 (金)

忘れずに期限内の申告を

確定申告 市県民税申告

問税務課 ☎ (43) 1636

今年も申告相談の時期がやってきました。
申告相談期間が会場ごとに異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

市内での申告相談日程

▶平日 (月～金) 相談日

| 相談会場 | 日時 |
|------------------|--------------------------------|
| 市役所本庁4階 | 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時 |
| 江田島保健センター1階 | 2月18日(月)～3月1日(金) 午前9時～午後5時 |
| 能美市民センター2階 | 3月4日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時 |
| 沖美市民センター | 2月27日(水)～3月1日(金) 午前9時～午後5時 |
| 三高支所2階 | 3月8日(金)・3月11日(月) 午前9時～午後5時 |
| 切串公民館3階 (出張申告相談) | 3月6日(水) 午前9時～午後4時 |

平日の日中に申告相談できない方は・・・

▶休日・夜間相談日

| 相談会場 | 日時 |
|----------------|------------------------------|
| 市役所本庁4階 (休日相談) | 2月24日(日) 午前9時～午後5時 |
| 市役所本庁4階 (夜間相談) | 2月26日(火)～2月28日(木) 午後5時～8時 |

広島市内での確定申告相談日程 (税務署主催)

問広島南税務署 ☎ 082 (253) 3281

| 相談会場 | 日時 |
|---------------------------------------|--|
| 基町クレド・パセーラ11階 NTTクレドホール (広島市中区) | 平日：2月18日(月)～3月15日(金) 休日：2月24日(日)・3月3日(日) 午前9時～午後5時 ※受付は午前8時30分～午後4時 |

※申告期間中は、広島南税務署には相談会場を設けていません。

申告の際は事前に準備を

- 医療費控除を受ける場合は、医療費明細書を作っておいってください。
 - 事業・農業所得者は、収支内訳書を作っておいってください。
- ※準備不足の場合、事前準備のできている方を優先して申告を受け付けることがあります。

申告に必要なもの

- 個人番号カードまたは通知カード
 - 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、在留カードなど)
 - 印鑑
 - 収入金額が分かるもの (源泉徴収票・支払調書・帳簿など)
 - 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金などの支払いを証明する書類
 - 雑損控除を受けようとする人は、その領収書や保険などで補てんされた金額が分かるもの
 - 障害者控除を受けようとする人は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳など
- ※被爆者健康手帳による障害者控除は厚生労働大臣の認定を受けている場合が対象となります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

- 住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) を受ける場合に必要なもの

【初めて申告する場合】

- ・住宅ローンの年末残高証明書
- ・売買契約書や工事請負契約書の写し
- ・登記事項証明書 (登記簿謄本)

【2回目以降の申告をする場合】

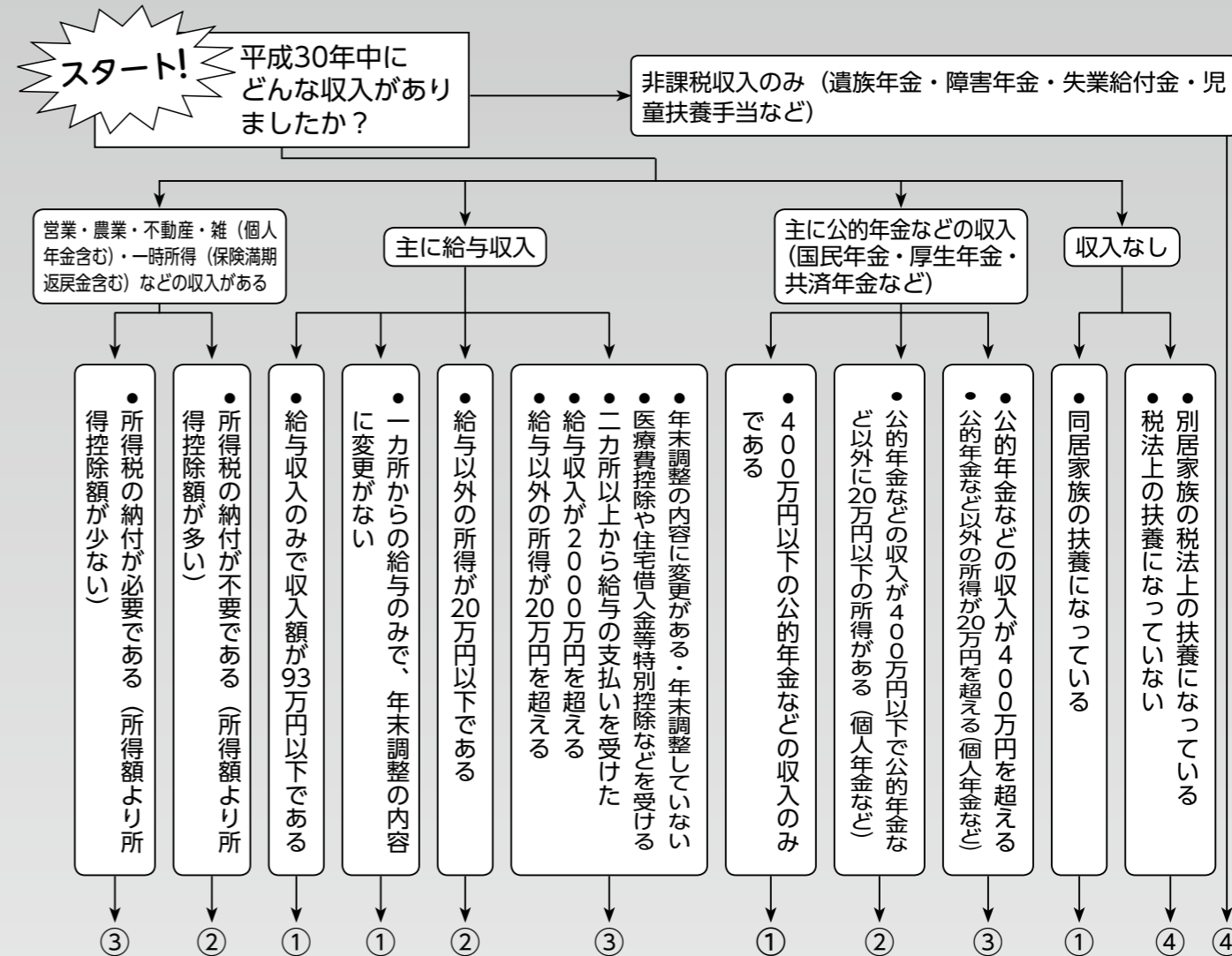
- ・住宅ローンの年末残高証明書
 - ・初回申告時の住宅借入金等特別控除の計算明細書の写しか、税務署から送付される控除証明書の写しか、税務署から送付される控除証明書
- ※準備書類が複雑なため、事前に税務課か広島南税務署にお問い合わせください。



チェックしてみましょう

あなたは申告が必要ですか？

次の案内図 (質問) に答えていき、申告の必要があると判定された場合は、早めに申告を済ませましょう。



| 判定結果 | 申告区分 |
|------|--|
| ① | 市県民税の申告や確定申告は必要ありません。(医療費控除など源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合や、所得税の還付を受ける場合には申告が必要です) |
| ② | 市県民税の申告が必要です。(確定申告する場合は、市県民税の申告は必要ありません) |
| ③ | 所得税の確定申告が必要です。 |
| ④ | 所得税の確定申告は不要ですが、所得 (課税) 証明書が必要な場合や、医療費の限度額適用の申請、国民年金保険料の減免申請をする場合は、市県民税の申告が必要です。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方は、市県民税の申告をすることで、保険税や保険料の軽減を受けることができます場合があります。④に該当する方の申告は、4月中旬まで市役所本庁または各市民センターなどで受け付けています。 |

※上の案内図は一例です。詳しくは、税務課市県民税係 ☎ (43) 1636 へお問い合わせください。

以下に該当する方は申告時にご注意

- 上場株式などの配当所得や譲渡所得の申告について、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択する場合は、「確定申告書」と「住民税申告書」の両方を提出してください。なお、これらに関する「住民税申告書」の提出期限は、個人住民税の納税通知書が送達されるまでです。
- 生命保険年金 (個人年金など) は、年金額から掛金相当分の必要経費を差し引いた金額が雑所得として課税対象となります。忘れずに申告をしてください。